国定公園事業等取扱要領

第１条　次の各号に掲げる事務等（以下「公園事業等」という。）の執行に関しては，自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。），自然公園法施行令（昭和32年政令第298号），自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号），広島県立自然公園条例（昭和34年広島県条例第41号。以下「条例」という。），広島県立自然公園条例施行規則（昭和39年広島県規則第87号），広島県自然環境保全条例（昭和47年広島県条例第63号。以下「保全条例」という。），広島県自然環境保全条例施行規則（昭和48年広島県規則第62号），広島県自然海浜保全条例（昭和55年広島県条例第３号。以下「海浜条例」という。）及び広島県自然海浜保全条例施行規則（昭和55年広島県規則第44号）の規定によるもののほか，この要領の定めるところによる。

(１) 法第５条第２項の規定により指定された国定公園（以下単に「国定公園」という。）に関する第16条の規定による公園事業の執行

(２) 国定公園において行う行為に関する許可，届出，報告，違反行為に対する措置等に関する事務

(３) 条例第４条第１項の規定により指定された県立自然公園（以下単に「県立自然公園」という。）に関する第８条の規定による公園事業の執行

(４) 県立自然公園において行う行為に関する許可，届出，報告，違反行為に対する措置等に関する事務

(５) 保全条例第13条第１項の規定により指定された県自然環境保全地域（以下単に「県自然環境保全地域」という。）に関する第15条の規定による県自然環境保全地域に関する保全事業及び保全条例第22条第１項の規定により指定された緑地環境保全地域（以下単に「緑地環境保全地域」という。）に関する第24条の規定による緑地環境保全地域に関する保全事業に関する事務

(６) 県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における行為に関する許可，届出，報告，違反行為に対する措置等に関する事務

(７) 海浜条例第５条第１項の規定により指定された自然海浜保全地区（以下単に「自然海浜保全地区」という。）に関する第３条の規定に基づく保全及び適正な利用についての配慮として行う事務

(８) 自然海浜保全地区における行為に関する届出，報告，違反行為に対する措置等に関する事務

第２条　公園事業等に関する申請書等の提出先は，次の各号に掲げる場合により，各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に掲げるもの（以下「受理者」という。）とする。

(１) 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号)及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年広島県規則第10号）に基づき市町が受理等を行う場合　当該市町

(２) 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和39年広島県規則第56号）に基づき農林水産事務所（当該行為地が農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合，当該事業所）（以下本号において「農林水産事務所等」という。）が受理等を行う場合　当該農林水産事務所等

(３) 前各号以外のもの　自然環境課（事務を実施する時点において適用される広島県行政組織規則（昭和39年広島県規則第18号）によって自然公園に関することを所管する事務組織（以下「所管部署」という。）がこの事務組織と異なる場合は，所管部署。以下同じ。）

第３条　受理者は，その受理の都度，本要領に規定する許可，届出，協議等の状況を別記様式による許可届出台帳に記入し，備え付けるものとする。

２　受理者は，当該年度の事務移譲交付金（広島県市町移譲事務交付金交付要綱（平成17年４月１日広島県施行。以下「交付要綱」という。）第２条に規定する「交付金」）の算定に用いる係数（交付要綱第３条に規定するもの）とするため，当該年度の許可届出状況を記入した許可届出台帳の写しを，当該年度の翌年度の４月15日（その日が広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第２号）第１条に規定する休日に当たるときは，その日後において，その日に最も近い県の休日でない日）までに自然環境課に送付しなければならない。

第４条　この要領に定めのない事項等については，次の各号の事務について，当該各号に定めるところにより取扱うものとする。

(１) 第１条第１号及び第３号に掲げる事務　国立公園事業取扱要領（平成22年4月1日付け環自国発051001001号）の例による。

(２) 第１条第２号及び第４号に掲げる事務　国立公園の許可，届出等の取扱要領（平成17年10月3日付け環自国発051003001号）の例による。

(３) 第１条第５号及び第７号に掲げる事務　原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業の執行承認取扱要領（平成17年10月1日付け環自計発051001004号）の例による。

(４) 第１条第６号及び第８号に掲げる事務　原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の許可，届出等の取扱要領（平成17年10月1日付け環自計発051001001号）の例による。

２　前項第２号及び第４号の実施に係る審査基準については，法第５条第１項の規定により指定された国立公園において適用されたものに準じて取扱うこととする。

３　第１項の実施に用いる様式については，別に定める。ただし，当該様式に記載することとされる内容を含む限りにおいて，必要に応じて様式の変更を行うことを妨げない。

　　　附　則

１　この要領は，平成29年１月１日から施行する。

２　国定公園における許可・届出事務取扱要領（平成16年４月１日施行），県立自然公園事業取扱要領（平成16年４月１日施行），広島県立自然公園における許可・届出事務取扱要領（平成16年４月１日施行）及び広島県自然環境保全条例に基づく許可・届出等の取り扱い要領（昭和49年７月１日施行）は廃止する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別記様式 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 許可届出台帳 | | | | |  |  |
| （許可台帳） | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 保護 計画 | 行為地 | 地目 | 申請者 | | 申請 内容 | 許可 条件 | 受付 年月日 | 許可 年月日 | 備考 |
| 住所 | 氏名 |
| 第　種 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （届出受理台帳） | | |  |  |  |  |  |  |  |
| 保護 計画 | 行為地 | | 申請者 | | 届出内容 | | 受付 年月日 | 許可 年月日 | 備考 |
| 住所 | 氏名 |
| 第　種 |  | |  |  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  | |  |  |  |